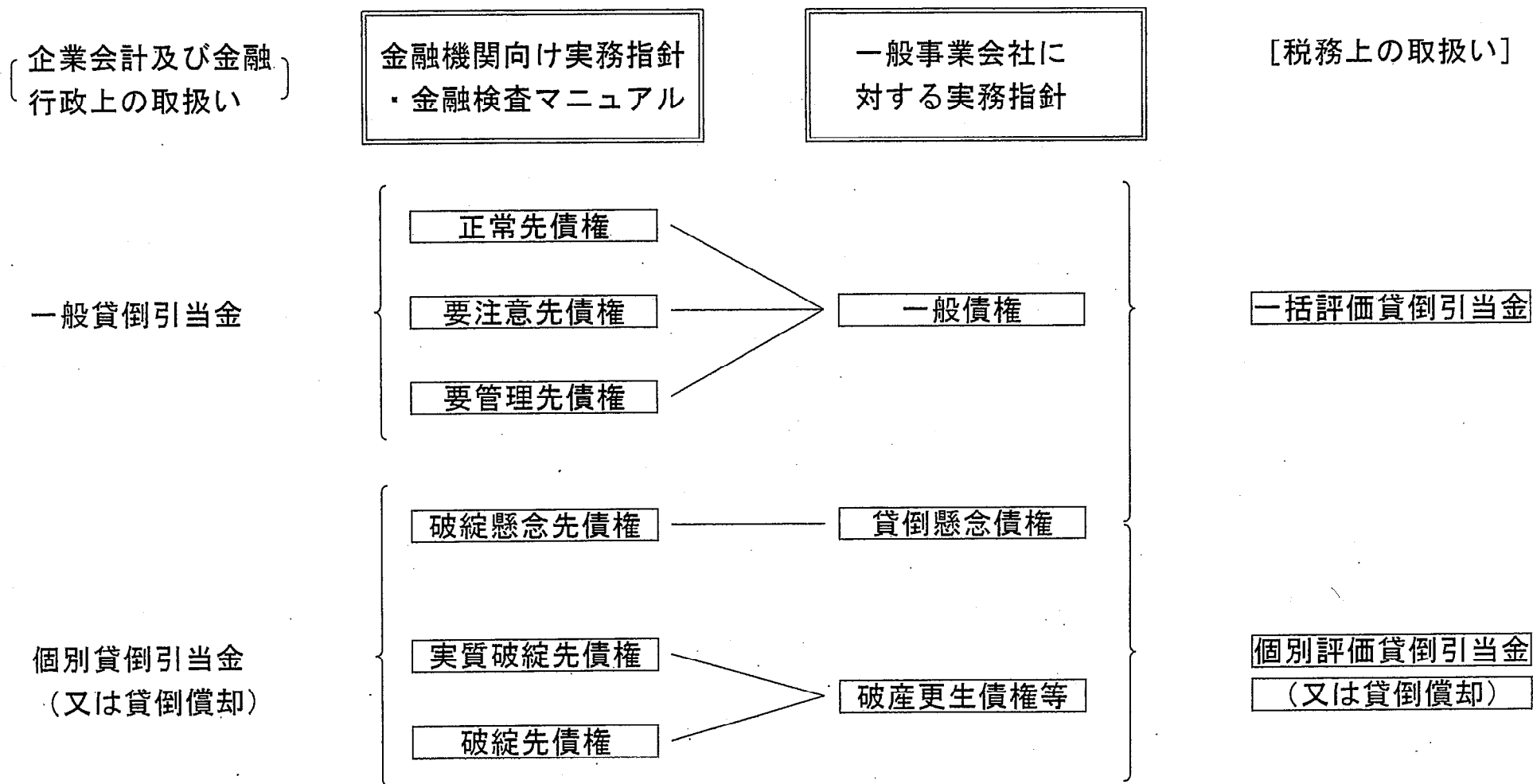
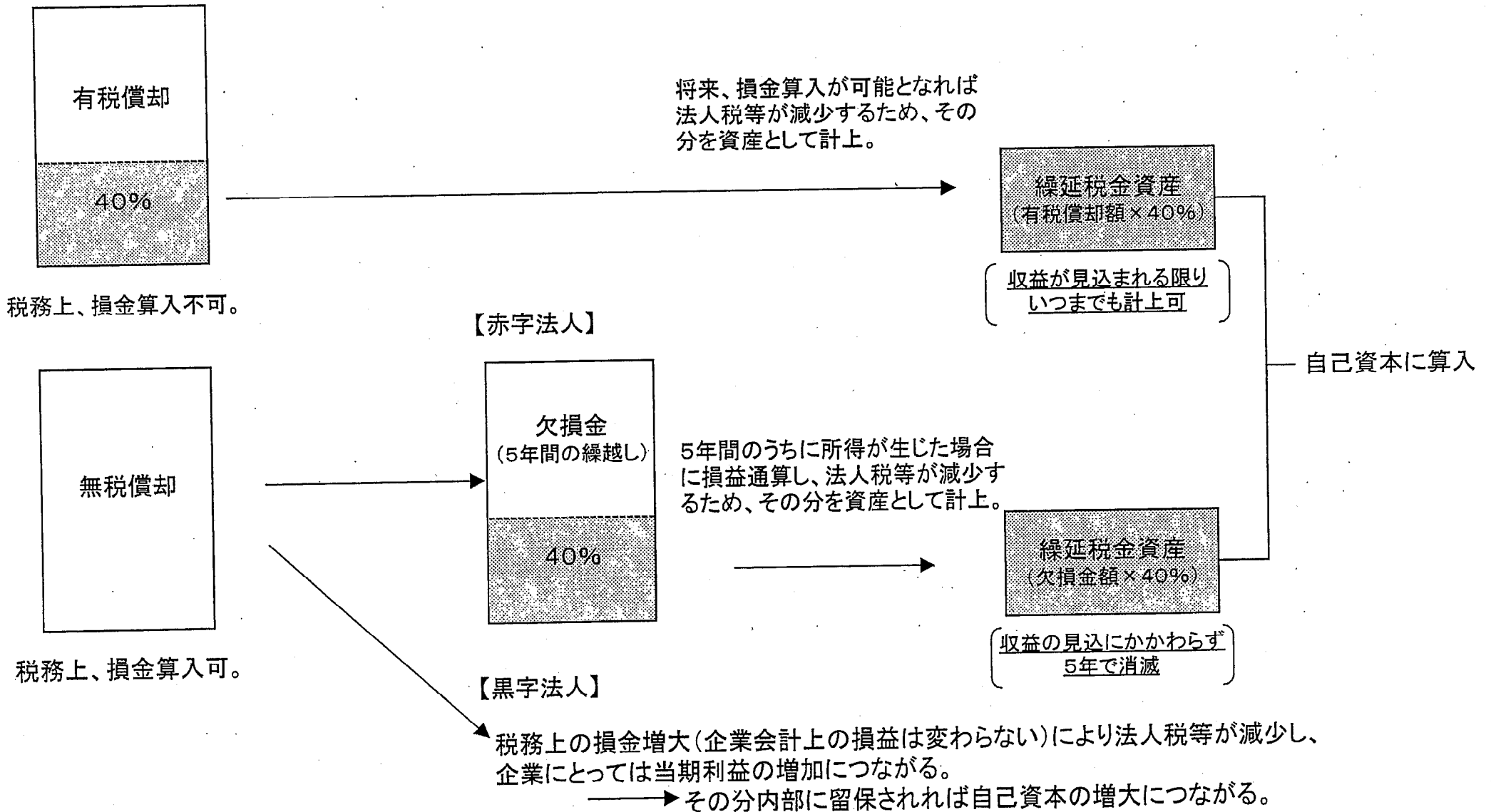


企業会計・金融行政における債権区分と税務上の取扱い



(注) 「金融機関向け実務指針」とは、銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(平成9年4月15日 日本公認会計士協会)をいい、「一般事業会社に対する実務指針」とは、金融商品会計に関する実務指針(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)をいう。

不良債権の償却と繰延税金資産



欠損金の繰戻し

1. 制度の概要

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）が認められる。

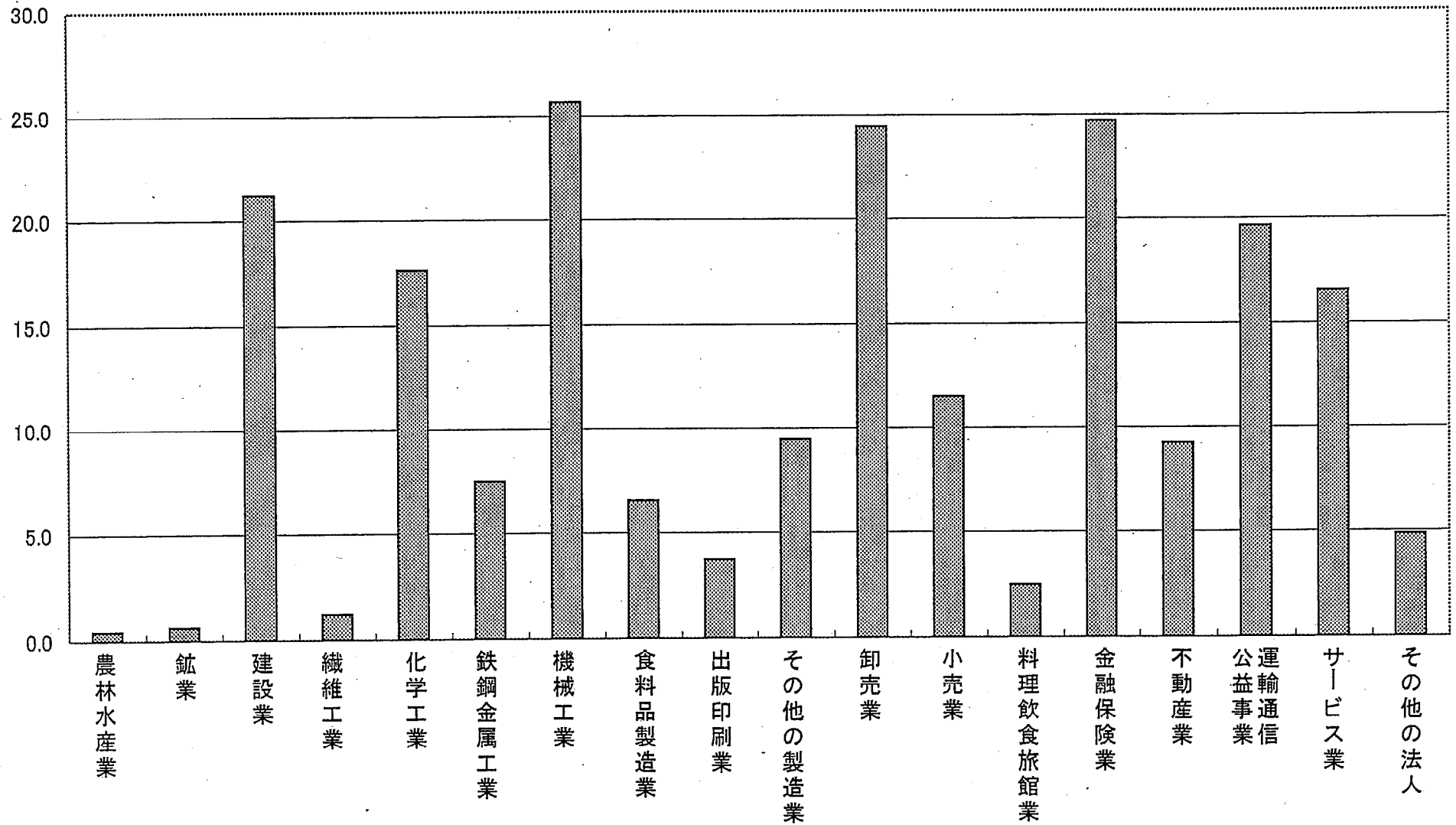
2. 繰戻し還付の不適用

平成4年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金については、赤字法人にも何らかの負担を求めるべきとの指摘及び極めて厳しい財政状況を踏まえ、解散、営業の全部譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合や中小企業者の設立後5年以内の各事業年度の場合等を除いて、繰戻し還付制度は適用されない。

（参考）

- ・ 欠損金の繰戻し還付の延長については、帳簿保存期間（5年又は7年）、除斥期間（5年、不正の場合は7年）との整合性が必要。帳簿の保存がなければ、過去の税額の妥当性を検証することは不可能。帳簿保存期間を延長することになれば、すべての企業に相当の事務負担となる。
- ・ 課税庁が不適切な点を確認した場合、それを更正決定できるようにしておく必要。除斥期間（更正決定できる期間）を延長することになれば、すべての企業が、より長期間にわたって更正決定の対象となりうることになる。
- ・ 還付を受けるには、繰り戻す年度に納税額があることが必要。

過去15年間の業種別法人税額の累計



(注) 全産業では207.2兆円。金融庁によれば、金融機関では9.5兆円。
 (備考)「税務統計で見る法人企業の実態」(国税庁)による。